

第6回（2015年度）事例問題コンテスト審査結果について

1 応募者の概要

今年度の応募者は、憲法部門2名（京都産業大学の学生2名）、民法部門2名（京都産業大学の学生2名）、刑法部門（京都産業大学の学生1名）であった。

応募作品は別紙のとおりである。

2 審査結果

各部門について独立して審査を行った結果は以下のとおりである。

○ 憲法部門 該当なし

○ 民法部門

➤ 1等 該当なし

➤ 2等 【作品1】 京都産業大学法科大学院2年 井上 圭章

➤ 3等 【作品2】 京都産業大学法科大学院2年 野村 龍志

○ 刑法部門 該当なし

3 その他

事例問題を作成するにあたっては、基本的な事項を丁寧に学習した上で出題趣旨に沿った事例を作成することが求められる。

事例問題作成に際して、こうしたことを行うことは普段の学習内容を異なる視点から再確認することにつながる。また事例問題を作成することによって「出題者の視点から事例を分析する」という能力を身につけることにもつながるものである。

以上のような効果は、今後、各自が事例問題の解答を作成する際に非常に役立つものである。本コンテストは2016年度も実施予定であり、各自の積極的な参加を期待する。